

社会福祉法人しののい福祉会 役員等及び委員 報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人しののい福祉会(以下「当法人」という。)定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、評議員並びに理事及び監事(以下「役員等」という。)と評議員選任・解任委員並びに苦情解決第三者委員(以下「委員」という。)の報酬等の支給の基準について定める。

(報酬の総額)

第 2 条 役員(理事及び監事)に対して各年度の総額 100 万円を限度として、予算の範囲内において報酬を支給することができる。

(報酬等の支給)

- 第 3 条 非常勤の役員等及び委員には、業務に応じて報酬を支給する。
- 1 非常勤の役員等及び委員には、その業務を行うために要する費用を弁償するものとする。
 - 2 役員等及び委員が出張するときは、当法人の旅費又は費用弁償に関する規程に基づき旅費を支給し、報酬等は支給しない。
 - 3 当法人の常勤職員を兼務し職員給与を受けている役員等に対しては、この規程に基づく報酬等は支給しない。

(報酬等の額)

第 4 条 前条第 1 項及び第 2 項の報酬等の額は、別表第 1 に定めるところによる。

- (1) 報酬 別表第 1
- (2) 通勤手当 当法人の旅費又は費用弁償に関する規程に基づく額

(報酬等の支給方法)

- 第 5 条 役員等及び委員に対する報酬等の支給は日額報酬とし、当該業務に出席又は出勤した都度現金で支給する。
- 1 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除するほか、本人から申出があった場合は、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第 6 条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則 この規程は、平成 25 年 3 月 17 日から施行する。

平成 29 年 6 月 18 日 一部改正

令和 2 年 3 月 29 日 一部改定

別表第1(非常勤の役員等及び委員)

理事長

業務	報酬の額	交通費の額
評議員会、理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会、苦情解決第三者委員会への出席	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円	当法人の旅費又は費用弁償に関する規程に基づく額
上記のほか、法人及び施設運営等の業務のために出勤した場合	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円	

評議員

業務	報酬の額	交通費の額
評議員会への出席	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円	当法人の旅費又は費用弁償に関する規程に基づく額
上記のほか、理事長の命を受けて法人及び施設運営等の業務のために出勤した場合	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円	

理事

業務	報酬の額	交通費の額
理事会への出席	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円	当法人の旅費又は費用弁償に関する規程に基づく額
上記のほか、理事長の命を受けて法人及び施設運営等の業務のために出勤した場合	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円	

監事

業務	報酬の額	交通費の額
評議員会、理事会への出席及び、監事監査、指導等のための出勤	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円	当法人の旅費又は費用弁償に関する規程に基づく額
上記のほか、理事長の命を受けて法人及び施設運営等の業務のために出勤した場合	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円	

評議員選任・解任委員

業務	報酬の額	交通費の額
評議員選任・解任委員会への出席	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円	当法人の旅費又は費用弁償に関する規程に基づく額
上記のほか、理事長の命を受けて法人及び施設運営等の業務のために出勤した場合	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円	

苦情解決第三者委員

業務	報酬の額	交通費の額
苦情解決第三者委員会への出席	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円	当法人の旅費又は費用弁償に関する規程に基づく額
上記のほか、理事長の命を受けて法人及び施設運営等の業務のために出勤した場合	4時間未満 5,000円 4時間以上 10,000円	

備考

- 1 同一日に複数の業務に出席又は出勤した場合は、合算した報酬及び1回分の交通費とする。
- 2 交通費の実費が、当法人の旅費又は費用弁償に関する規程に基づく額に定める額を超える場合は、その実費とすることができる。